

## 商品量目制度について（計量法）

※この資料では以下の略語を使用しています。

法：「計量法」 規則：「計量単位規則」

政令：「特定商品の販売に係る計量に関する政令」 省令：「特定商品の販売に係る計量に関する省令」

商品量目制度	
計量法	内 容
法第10条 (正確にはかる努力)	商品をはかって量目(品物の目方)で販売する時は、正確にその量目をはかるように努めること。
法第11条 (量目を示すこと)	計量販売に適する商品は、グラムやリットルの単位で示して販売するように努めること。
法第12条 (量目公差)	<p>政令で定められた商品(特定商品)を政令で定められた量(特定物象量)で計量して販売する時は、政令で定められた誤差(量目公差)を超えないように計らなければならない。</p> <p>(法第12条第1項で指定される特定商品については、P2, 3をご覧ください。)</p> <p><b>ポイント</b></p> <p>特定商品は消費者保護の観点から、計量販売が普及している商品、計量販売が望ましい商品等の理由から選ばれています。</p> <p>量目公差は、不足の場合にのみ適用され、超過の場合には適用されません。(内容量200gの表示に対し量目公差が2%であれば、196gに足りない場合は不適正という意味) 量目公差が決まっているからといって、公差内であれば問題がないという意味ではありません。あくまで正確にはかってください。量目公差は避けられない誤差が生じた場合の法的な判断基準と考えてください。</p>
法第13条 (内容量の表記義務)	<p>政令で定められた特定商品を密封して販売する場合は、量目公差を超えないよう計量して、その包装容器に量目を表記するとともに、表記した者の氏名(名称)や住所も併せて表記しなければならない。(法13条第1項、第3項)</p> <p>(法第13条第1項で指定される特定商品については、P2, 3をご覧ください)</p> <p>13条1項で指定された商品以外の特定商品(第12条で指定される特定商品)を密封し、内容量を表記する場合においても、第13条第1項と同様に計量し、表記しなければならない。(法13条第2項、第3項)</p> <p>また、内容量を表記するときは、次の点に注意してください。(省令第1条)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 購入者が見やすい箇所に見やすい大きさ、色をもって表記する。</li> <li>2. 単位の記号はkg、g、L、ml等、規則第2条で定められた記号を使うこと。 (上記の記号は標準として定められており g、ℓ を使用しても法律違反ではないが、できるだけ直立体を使用して下さい)</li> <li>3. 内容量の数字が1万以上とならない単位を用いること。</li> </ol>
法第14条 (輸入商品についての規制)	<p>輸入の事業を行う者が、法第13条で規定された特定商品を輸入し、販売する時は、法第13条と同様の規制が適用される。</p> <p><b>ポイント</b></p> <p>つまり、輸入商品についても、量目公差内であり、量目の表記をし、輸入業者の氏名や住所も併せて表記しなければいけません。</p>
法第148条 (立入検査)	<p>都道府県知事は、職員に計量器や特定商品を検査させることができる。</p> <p>立入検査を行う職員は、関係者に身分を示す証明書を提示しなければならない。</p>

質量の量目公差表

(政令第3条 別表2)

体積の量目公差表

表(一)

表示量	誤差
5g以上50g以下	4%
50gを超え100g以下	2g
100gを超え500g以下	2%
500gを超え1kg以下	10g
1kgを超え25kg以下	1%

表(二)

表示量	誤差
5g以上50g以下	6%
50gを超え100g以下	3g
100gを超え500g以下	3%
500gを超え1.5kg以下	15g
1.5kgを超え10kg以下	1%

表(三)

表示量	誤差
5ml以上50ml以下	4%
50mlを超え100ml以下	2ml
100mlを超え500ml以下	2%
500mlを超え1L以下	10ml
1Lを超え25L以下	1%

(政令第1条 別表第1)

(政令第5条)

(政令第1条 別表第1)

法第12条第1項の特定商品 特定物象量で計量販売するときは量目公差が課せられる	法第13条第1項の特定商品 量目公差、内容量表記が課せられる密封商品	量目公差	特定物象量	適用上限
1. 精米及び精麦	1. 精米及び精麦	表(一)	質量	25kg
2. 豆類(未成熟のものを除く。)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品 ----- (1) 加工していないもの ----- (2) 加工品	2. 豆類(未成熟のものを除く。)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品 ----- (1) 加工していないもの ----- (2) 加工品のうち、あん、煮豆、きなこ、ピーナッツ製品及びはるさめ	↓ 表(一) 表(一)	↓ 質量 質量	↓ 10kg 5kg
3. 米粉、小麦粉その他の粉類	3. 米粉、小麦粉その他の粉類	表(一)	質量	10kg
4. でん粉	4. でん粉	表(一)	質量	5kg
5. 野菜(未成熟の豆類を含む。)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く。) ----- (1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの ----- (2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース ----- (3) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。)	5. 野菜(未成熟の豆類を含む。)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く。) ----- (1) - ----- (2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース ----- (3) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。) ※らっきょう漬け以外の小切り又は細刻していない漬物を除く。	↓ 表(二) 表(一)又は表(三) 表(二)	↓ 質量 質量 体積 質量	↓ 10kg 5kg 5L 5kg
----- (4) (2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	----- (4) (2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品のうち、きのこの加工品及び乾燥野菜	表(一)	質量	5kg
6. 果実及びその加工品(果実飲料原料を除く。) ----- (1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの ----- (2) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。)	6. 果実及びその加工品(果実飲料原料を除く。) ----- (1) - ----- (2) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。)	↓ 表(二) 表(二)	↓ 質量 質量	↓ 10kg 5kg
----- (3) (2)に掲げるもの以外の加工品	----- (3) (2)に掲げるもの以外の加工品のうち、缶詰及び瓶詰、ジャム、マーマレード、果実バター並びに乾燥果実	表(一)	質量	5kg
7. 砂糖	7. 砂糖のうち、細工もの又はすき間なく直方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの	表(一)	質量	5kg
8. 茶、コーヒー及びココアの調整品	8. 茶、コーヒー及びココアの調整品	表(一)	質量	5kg
9. 香辛料	9. 香辛料のうち、破砕し、又は粉砕したもの	表(一)	質量	1kg
10. めん類	10. めん類のうち、ゆでめん又はむしめん以外のもの	表(二)	質量	5kg
11. もち、オートミールその他の穀類加工品	11. もち、オートミールその他の穀類加工品	表(一)	質量	5kg
12. 菓子類	12. 菓子類のうち、次に掲げるもの (1) ビスケット類、米菓及びキャンデー(ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ、入れ、又は付けたものを除くものとし、1個の質量が3g未満のものに限る。) (2) 油菓子(1個の質量が3g未満のものに限る。) (3) 水ようかん(くり、ナッツ類等を入れたものを除くものとし、缶入りのものに限る。) (4) プリン及びゼリー(缶入りのものに限る。) (5) チョコレート(ナッツ類、キャンデー等を入れ、若しくは付けたもの又は細工ものを除く。) (6) スナック菓子(ポップコーンを除く。)	表(一)	質量	5kg

(政令第1条 別表第1)	(政令第5条)	(政令第1条 別表第1)		
法第12条第1項の特定商品	法第13条第1項の特定商品	量目公差	特定物象量	適用上限
特定物象量で計量販売するときは量目公差が課せられる	量目公差、内容量表記が課せられる密封商品			
13. 食肉（鯨肉を除く。）並びにその冷凍品及び加工品	13. 食肉（鯨肉を除く。）並びにその冷凍品及び加工品	表(一)	質量	5kg
14. はちみつ	14. はちみつ	表(一)	質量	5kg
15. 牛乳（脱脂乳を除く。）及び加工乳並びに乳製品（乳酸菌飲料を含む。）	15. 牛乳（脱脂乳を除く。）及び加工乳並びに乳製品（乳酸菌飲料を含む。） ※ アイスクリーム類以外のもの	↓	↓	↓
(1) 粉乳、バター及びチーズ	(1) 粉乳、バター及びチーズ	表(一)	質量	5kg
(2) (1)に掲げるもの以外のもの	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	表(一)又は表(三)	質量 体積	5kg 5L
16. 魚（魚卵を含む。）、貝、いか、たこその他の水産動物（食用のものに限り、ほ乳類を除く。）並びにその冷凍品及び加工品	16. 魚（魚卵を含む。）、貝、いか、たこその他の水産動物（食用のものに限り、ほ乳類を除く。）並びにその冷凍品及び加工品	↓	↓	↓
(1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの並びに冷凍品	(1) 生鮮のもの及び冷蔵したものと並びに冷凍品のうち冷凍貝柱及び冷凍えび	表(二)	質量	5kg
(2) 乾燥し、又はくん製したもの、冷凍食品（加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。）及びそばろ、みりんぼしその他の調味加工品	(2) 乾燥し、又はくん製したもの、冷凍食品（加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。）及びそばろ、みりんぼしその他の調味加工品のうち、次に掲げるもの ① 干しかずのこ、たづくり及び素干しえび ② 煮干しし、又はくん製したもの ③ 冷凍食品（貝、いか及びえびに限る。） ④ 調味加工品（たら又はたいのそばろ又はでんぶ及びうにの加工品に限る。）			
(3) (2)に掲げるもの以外の加工品	(3) (2)に掲げるもの以外の加工品のうち、次に掲げるもの ① 塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、いくら及びキャビア ② 缶詰、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、節類及び削節類、塩辛製品並びにぬか、かす等に漬けたもの	表(一)	質量	5kg
17. 海藻及びその加工品	17. 海藻及びその加工品のうち、生鮮のもの、冷蔵したもの、干しもの又はのりの加工品以外のもの	表(二)	質量	5kg
18. 食塩、みそ、うま味調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油脂、ショートニング及びマーガリン類	18. 食塩、みそ、うま味調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油脂、ショートニング及びマーガリン類	表(一)	質量	5kg
19. ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	19. ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	表(一)又は表(三)	質量 体積	5kg 5L
20. しょうゆ及び食酢	20. しょうゆ及び食酢	表(三)	体積	5L
21. 調理食品	21. 調理食品	↓	↓	↓
(1) 即席しるこ及び即席ぜんざい	(1) 即席しるこ及び即席ぜんざい	表(一)	質量	1kg
(2) (1)に掲げるもの以外のもの	(2) (1)に掲げるもの以外のものうち、冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品並びに缶詰及び瓶詰	表(二)	質量	5kg
22. 清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま	22. 清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま	表(一)	質量	1kg
23. 飲料（医薬用ものを除く。）	23. 飲料（医薬用ものを除く。）	↓	↓	↓
(1) アルコールを含まないもの	(1) アルコールを含まないもの	表(一)又は表(三)	質量 体積	5kg 5L
(2) アルコールを含むもの	(2) アルコールを含むもの	表(三)	体積	5L

注) 食品以外の特定商品として他に、「液化石油ガス」、「灯油（容器商品）」、「潤滑油」、「油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー（塗料用のものに限る）」、「家庭用合成洗剤、家庭用洗剤及びクレンザー」、「皮革（原皮並びにわに革、とかげ革、へび革及びかめ革を除く）」が定められており、それぞれ、適用する量目公差表が規定されている。